

平成27年度第3回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成27年6月10日(水)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分			閉会時間		14時45分
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫	出席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	船谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
議事録署名委員	5番	植田 健		6番	種 正明	
	出席吏員 事務局長 頼田 泰史 事務局長補佐 田村 誠 事務員 田辺 操枝 産業課課長補佐 竹中 智彦 地籍調査室主幹 岩田 政幸					
傍聴人	0人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	非農地証明書の交付について
第2号	地籍調査に伴う地目の照会について(驛牛)
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用配分計画の意見照会について
その他	平成27年度第4回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成27年度第3回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の総会出席は、委員数18名中18名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	ご多忙の中、ご出席頂きありがとうございます。 ～以下省略～
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員： 5番 植田 健 6番 種 正明 書記： 田辺 操枝

4. 議 事 議案第 1 号 非農地証明書 の交付につい て	議 長	議事に入ります。 『議案第 1 号 非農地証明書の交付について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 1 号 非農地証明書の交付について 下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。 内容につきましては、局長補佐より説明をします。
	局長補佐	【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 1 号）】 番号 1 土地の表示： 登記：畑 現況：雑種地 m ² 合計：畑 1 筆 m ² 申請人： 事由：地籍調査により申請地が発覚した。 昭和 60 年代から現状のとおり。 備考：地籍調査担当者に確認。 地籍確認時に隣地者へ確認。 番号 2 土地の表示： 登記：畑 現況：宅地 m ² 合計：畑 1 筆 365 m ² 申請人： 事由：昭和 52 年ごろ宅地造成し現在に至る。 備考：国土地理院の空中写真閲覧サービスより確認。 税務課課税台帳を確認。 現地調査資料の 1～2 ページに番号 1、3～4 ページに番号 2 の位置図と公図をそれぞれ載せていますので、ご審議をお願いします。
	議 長	現地調査を行って頂いていますので、植田委員より報告をお願いします。
	植田委員	本日午前 9 時より、恩田会長、市川職務代理、井上雅夫委員、秦野委員、私、事務局から頼田局長、田村局長補佐の 7 名で現地調査を行いました。 番号 1 ですが、 から に抜ける途中にあります。2 ページの公図を見て頂きますと分かると思いますが、面積的にはわずかなものです。道の法面の到底農地にはならないような場所でした。 番号 2 ですが、調査資料の 3 ページを見て下さい。 の集落から に抜ける途中にあります。事務局から説明がありましたが、現地はブロック壁があって宅地造成がしてありました。草がだいぶ生えていまして草が長いなど感じましたが、ブロックと造成がしてありました。
	議 長	議案第 1 号につきまして質疑を受けます。
種委員	2 番についてお尋ねします。昭和 52 年頃に宅地造成をし、現在に至る	

		と書いてありますが、その段階で転用申請なり転用許可が出されていなかったのですか。
	局長補佐	種委員のご指摘のとおりです。昭和51年10月26日付けで5条の許可が出ています。さんというご主人がおられて、今回の申請者であるさんは奥さんで、さんは娘さんで、この3名の共有名義で5条の申請がおりていました。本来ですと、娘さんが嫁がれるまでにそこに家を建てて皆で住む予定でしたが、娘さんがに出てしまわれて、土地造成まで終わったが家が建てられない状態でした。現地はという業者が仲介に入っていて、売地という看板が出ています。
		今回、どうやら売り手が決まったので、地目は農地となっているが宅地造成まで終わっているの、地目を変えて新たな方に売買する目的で非農地証明が出されました。
	種委員	分かりました。
	議長	他に、ご異議ございませんか。
	一同	はい。
	議長	無いようですので、『議案第1号 非農地証明書の交付について』は議決承認されました。
議案第2号		(地籍調査室 岩田主幹入室)
地籍調査に伴う地目の照会について(駢牛)	議長	『議案第2号 地籍調査に伴う地目の紹介について(駢牛)』を上程します。農地から農地外への変更が294筆ありましたが、その中から抜粋して4カ所の現地調査を行いました。地籍調査室の岩田主幹より説明をお願いします。
	岩田主幹	役場建設課地籍調査室の岩田と申します。本日は、よろしく申し上げます。 本日、午前に行われた現地調査に私も帯同しまして、4筆を一緒に確認しました。一筆ずつ報告したいと思います。 現地調査資料のNo.22、下中谷字、登記田、現況原野、㎡、申請人西伯町。西伯町は現在登記簿に表示されているままです。現在で言う南部町の土地になります。現地は、道路敷の下に大型水路が埋けてありまして、その水路を超えた先にある平場です。当時の状況は分からないのですが、平成元年7月に西伯町が購入された土地です。現況は葎が生えていてぬかるんだ土地ですが、原野と確認させて頂きました。 No.46 下中谷字、田から公園でさんの所有地です。現地は公園と言いましても、農村公園が山村部にはよくありますが、きれいに整備された公園ではありません。雑草が生えていて荒れているというか、見て頂いた方は分かると思いますが、公園と呼ぶにはどうなのかという意見も頂きました。しかし、地元としては公園として利用を続けていきたいという思いをもっておられるようで地目公園としました。が、地元の考えとしてはこうですが、これ以上、公園と呼ばれている部分が荒れていくようであれば、私たちは地目公園にこだわるわけはありません。雑種地なりの地目に変更しなくてはいけないかもしれませんが、現況についてはまだ公園と確認して帰りました。 No.69の下中谷字、畑から宅地さんの所有

		<p>地です。畑をL型のブロックで埋め上げられて、泥は多分 2~3m埋めてあると思います。現況は宅地と同じ高さになって、宅地に入る道路を広げられたような形のものでしたので、これは宅地であると見ました。</p> <p>No.154 下中谷字 、畑から雑種地、93 m²、西伯町です。公民館の前のあたりの 4 筆が 1 筆になった物件でした。ゴミのステーションがあったり、公民館の駐車場として使われていたり、防火水槽が埋設されていたりということでも明確な宅地というものではありません。どこにも属さない土地ということでも雑種地として扱いました。</p> <p>それで、旧西伯町の名義で農地であったということに関しては、以前から地籍調査が入るたびに問題になっていましたが、今回も同じ種類の物件です。何かしらの理由で土地を購入して、道路なり公園なりに供用開始した後は速やかに地目を変更しなさいというルールがあるのですが、それを今まで怠っていたために、そのままになっていた土地ということです。154 番は平成 2 年取得の筆ですが、この時代のものは、このようなものが多く存在しています。以前にも、どのくらいの数、このようなものが町内にあるのかというご質問がありました。その時の回答も、把握するのも困難であり、地籍調査の時にひとつずつ修正させていただけたらという回答をしたのではないかと記憶しています。以上が、本日の現地調査の報告です。</p>
	議 長	質疑に入ります。
	井上雅夫 委員	私の地区も昨年地籍調査が入りました。全体的な考え方をお聞きしたいのですが、昔農地であった所が雑種地や山林や原野になることがあります。この判断をされるのは、地籍調査に来られた人が現況を見てされるのですか。
	岩田主幹	そのとおりです。地籍調査は行った時の現況です。田、畑、宅地、いかなる登記のものであっても、行った時に他の用途として使われていたら、それ以外の地目として調査します。
	議 長	補足しますと、岩田さんが一人で決めるわけではありません。集落から推薦された地籍調査員の方もおられますので、その方も一緒に了解される形で進められます。
	岩田主幹	数年前に行いました八金では、 さんが常に帯同されていました。農地から農地外になっていても、もう一度農地として所有者に管理させるべきだと言われた物件もありました。そのようなものに関しては、私たちの調査と並行して、所有者さんに、もう一度農地として整備させるので、地籍調査の地目も、今日だけの判断ではなくて、1 年後には畑として復活させるので、それで認定して欲しいということがありました。現況は農地外でしたが、その後、努力で農地に復活したものについては、農地としてみたということもありました。
	種委員	農地から農地外というものについては、例えば、西伯町とか建設省というのは分かります。個人のものについても、用悪水路や公衆用道路などについては理解できますし、田畑から山林についても荒れてきてそういう具合になったのだらうと理解できます。しかし、この中に農地から宅地というのが何点かあります。これについては、私は理解できません。無断転

		用のひとつではないかと思えます。非農地証明と一緒にです。20年以上経っているから、地籍がきたから宅地にしようとかいうのが多いのではないのでしょうか。現地で調査をされて、明らかに無断転用であると思われるものについては指導をして頂きたいと思えます。無断転用になるので、今後は農業委員会に届け出てやって下さいというような、町の地籍担当はそのような指導をして頂きたいと思えます。
	岩田主幹	承りました。
	議 長	他にございませんか。
		(質問・意見なし)
	議 長	無いようですので『議案第2号 地籍調査に伴う地目の紹介について(驛牛)』は議決承認されました。 続きまして、地籍調査計画の説明をされます。
	岩田主幹	地籍調査の今後の計画について少し触れさせていただきます。 【ボードに貼った〔地籍調査事業実施区域計画図〕により説明】 これは南部町全体です。今年、地籍調査に入らせて頂くのが、鶴田・朝金のダムの周辺です。ご存知の方もおられると思いますが、ここは田んぼの跡が非常に多いエリアです。かなりの地目変更が予定されています。もう1カ所が下中谷入蔵の林道があります、行者山線の林道から県境にかけての山に入ります。島根との県境までを上がる約2km ² を計画しています。来年度は、朝金の山と入蔵のダム寄りの下と、絹屋の山に入る計画にしています。今日、審査して頂きましたのは2013の驛牛になります。来月には2013の鶴田を持ってこようと思っておりますのでよろしくお願いいたします。2013年の市山がありますが、ここは圃場整備のど真ん中で、あまり大きなものではありません。来月予定しています。来年は、2014の鶴田を今の時期にまたお願いすることになると思えます。 それから、今日の議案資料の中に農地外から農地が1筆ありましたが、その移動項目を見られて理解されたのは、すごいベテランの委員さんだけだと思います。農地外から農地の調書であるにもかかわらず、原野から山林の地目変更が記載されています。説明させてください。 【ボードに明治時代からある地図と地籍調査の結果の地図を書いて説明】 (説明は省略) 解明してもらうには、お持ちの資料と、地籍簿と地図も用意していますので、それを見て頂きましたら分かるようにしてあります。次からも、このような物件がたくさん出てくると思いますが、資料を使ってご確認頂きましたら少しは分かりやすいのではないかと思います。
	作野委員	配られた計画図に凡例がありますが、終わった地域とかのパーセントが分かれば教えて頂きたいのですが。
	岩田主幹	実施済区域は茶色の部分で28.5%です。約70%がまだです。
	作野委員	28.5%済むのに何年かかっていますか。

	岩田主幹	平成5年からかかっていますので22年です。ですが、予算の付き方は年々皆さんのご理解もあって少しずつ大目に上がってきているので、平成5年頃と今の事業の伸びは違います。この計画でいくと年に2%くらいです。2%で年間予算が6千万円くらいです。極端な話、21億もらえれば1年で終わります。20数億かかる試算です。
	議長	地籍調査事業実施区域計画について何かご質問はありませんか。
		(質問・意見なし)
	議長	このような形で、本年度、来年度は行われることをご理解下さい。地籍調査に言わせてもらいますが、地籍調査が入るときは、地域に農業委員さんがおられたら必ず入れて頂きますよう要望します。
	岩田主幹	はい。
		(岩田主幹退出)
		(竹中課長補佐入室)
議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	『議案第3号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。
	局長	平成27年 第6号 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。 【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書5~7頁)】 [新規] 整理番号 121番 設定を受ける者: 1名 設定をする者: 1名 設定をする土地: 1計 3,362㎡ (補足説明)これは継続案件でしたが、提出が遅れたので新規扱いとなりました。 [農地中間管理権を取得する場合] 整理番号 34番 設定をする者: 1名 設定をする土地: 2筆 計 1,953㎡ 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議長	質疑に入ります。
	種委員	整理番号121番についてお伺いします。昨今ですね、ここの集落、ここに農業委員さんがいらっしゃるわけですが、当初、 さんは、草刈

		をするよという条件で農地を借りますと言うことで、最初の農業委員会で許可したように覚えています。ところが、最近、草刈されないということで、かなり集落の皆様方から、直接ではないですが間接的に苦情を聞くわけですが、その辺については、事務局さんは、どういう指導をしておられるのか、それとも、また、農業委員さんで知っておられることがありましたら、お話頂きたいと思います。
	局長補佐	事務局の方にも匿名でございますが、 の借りている農地で草刈の約束がなされていないのではないかとということで、現場を見て欲しいという連絡がありましたので、現場を見に行かせて頂いて、担当地域の農業委員である作野委員にお伝えした事実はあります。
	作野委員	答えになるか分かりませんが、 は、農地を沢山利用権設定で借りておられます。その際の条件と言いますか、草刈をして頂くことが条件だということで、それは分かりましたということで了解をして頂きました。地主さんも も了解の上です。私どものジグで寄合がありまして、その時にも、草刈をして頂くのが条件で土地を貸したが、草刈がされていないのはどうゆうことだろうかという意見がございました。寄合でそのようなことを言われる自体ずれているなと思いましたが、答弁は私がせざるを得ない立場ですので答弁しました。草刈は全くやっておられないということではありません。やっておられますが、地主さんが今まで自分で管理されていた状況のような、地主さんから見て満足いくような草刈にはなっていないことは現状からも感じています。ただ、地主さんからすれば約束が違うのではないかと言われれば、そうかもしれませんが、少なくとも 一度は必ず刈っておられます。3回4回も刈って初めてきれいな農地が守られる状況は皆さんもご存じだと思います。猪小路は平野部と違いケタというより池の土手のような感じでありまして、なかなか十二分な管理はされにくい状況の土地ではあります。は全然刈っていないのではなく1回は刈っておられます。ただ、地主さんが希望される状態のような草刈にはなっていないことはあります。その点が、地主さんから見れば不足ということになって苦情という形で出ていると思います。苦情なり状況は、私も仲介した立場もございまして、その旨を伝えたり、お願いしたりはしています。
	議長	そのような形で、地元の農業委員さんも努力をされているということです。
	種委員	集落の方に迷惑がかからないようにやっていただきたいと思います。
	議長	人によっては3回、4回も草刈をしてくれという方もおられますし、貸したものの隣に迷惑をかけない形で土地を守って欲しいという方もおられます。千差万別です。4回、5回も刈るという方は、他の人に、その様な管理ができる人に代って頂くのもひとつの手ですので、農業委員さんは、その様な方を見つけて欲しいと思います。 他にございませんか。
		(質問・意見なし)
	議長	ないようですので、『議案第3号農用地利用集積計画案の決定について』は議決決定されました。

議案第4号 農用地利用配 分計画の意見 照会について	議 長	「農用地利用配分計画の意見照会について」を上程します。提案者より説明を求めます。	
	竹中補佐	議案第4号 農用地利用配分計画 案 平成27年度1号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の規程により、農用地利用配分計画案を作成したので提出します。 平成26年6月10日 南部町長坂本 昭文 【農用地利用配分計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 （議案書8～10頁）】 [利用配分計画] 整理番号 : 1番 設定を受ける者 : 1人 設定をする土地 : 2筆 計 1,953㎡	
	議 長	質疑を受けます。	
		（質問・意見なし）	
		ご異議ございませんか。	
	一 同	なし。	
	議 長	「議案第4号 農用地利用配分計画の意見照会について」は承認されました。	
		休憩 14:21～14:30	
	5. その他	議 長	産業課より連絡があるそうです。
		竹中補佐	南部町内で中間管理事業の活用を検討されている農業者の皆さんと意見交換会を行います。 【「農業担い手による農地集積及び農地利用等に係る意見交換会開催について（案内）」朗読 および補足説明】 （補足説明）岡野農場、大根屋、ローソンファームさんなどは出席されません。
議 長		名前が上がっている方に、6月15日の会に出て欲しいということですか。	
竹中補佐		そうです。名前が上がっている方は最低限出てきて欲しいと考えています。よろしくお願いします。	
議 長		ここに上がっている農業委員さん以外にも出席して欲しいということですか。	
竹中補佐		そうです。	
庄倉委員		西、小原地区の担当委員が松川委員になっていますが。	
竹中補佐		頼田委員、三嶋委員に訂正をお願いします。	
市川代理		さんと さんの欄が空欄になっていますが明細を教えてください。	
竹中主幹	さんは、南部町で区域は三崎、予定作物は水稻です。20という数字は削除してください。 さんは、南部町で、区域は南部町内の何処という指定はありません。八金在住ですので八金地区を中心とした東長田エリアということになります。予定作物は水稻です。		

	井上雅夫 委員	これの申し込みの段階で、地域の募集が南部町しかなかったのですが、小さく分けても良いということですか。
	竹中主幹	本人さんの希望によります。
	種委員	さんと さんは新規就農者ですか。
	竹中主幹	さんは、今、三崎の方で“ ”というところを立ち上げられましたので、その代表ということで を中心に出席をされると思います。 は新規就農ではありません。元々は であった方で、 にお勤めです。今後、定年を迎えられて農地を集積してやっていきたいということです。
	議 長	意見交換会開催について何かございませんか。
		(質問・意見なし)
	議 長	なるべく皆さん参加頂きますようお願いいたします。
第4回農業員 会総会の日程 について	議 長	平成27年第4回農業委員会総会は、平成27年7月9日(木)に決定します。
	作野 幹事長	本日の開催の代満会の案内。(以下省略)
	議 長	～省略～
	一 同	異議なし。
	議 長	全員賛成ということで、ペットボトルのお茶を出すことに決定します。
8、閉 会	議 長	これにて平成27年度第3回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		